

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 情進001
- (2) 契約件名 マルチモーダルバイオメトリクスデータ収集実験の参加者募集に係る
広報・広告業務の委託 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 契約締結日から令和7年10月31日
- (4) 請負場所 受注者における施設

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒567-0047 大阪府茨木市美穂ヶ丘5-1
国立大学法人大阪大学 情報推進部情報企画課研究推進係
電話 06-6879-4976
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年6月13日(金) 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

請負名 : マルチモーダルバイオメトリクスデータ収集実験の参加者募集に係る広報・広告業務の委託 一式

1. 受注者は、本仕様書に基づき、マルチモーダルバイオメトリクスデータ収集実験実施に係る参加者募集に係る広報・広告業務を実施するものとする。
2. 請負期間は、契約締結日から令和7年10月31日までとする。
3. 受注者は、参画条件を満たす指定した人数の参加者を集めるのに必要な広報・広告（紙媒体チラシ・ウェブページ・SNS・求人媒体・受注者が提供しているサービスの会員向け媒体など多種多様な媒体を幅広く利用）を行うものとする。また広報・広告に際しては、データ収集実験に関わる情報を参加者に伝達するものとする。
4. 受注者は、本請負完了後、完了通知書を情報推進部情報企画課研究推進係に提出するものとする。
5. 請負代金は業務が発生した月毎に分けて支払うものとし、各月の請負業務が完了したことを確認した後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。尚、各月の委託業務完了は、実績報告書によって確認するものとする。
6. 本請負についての必要な細目は、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
7. その他詳細は、本学教職員との協議の上、行うものとする。

マルチモーダルバイオメトリクスデータ収集実験の参加者募集に係る
広報・広告業務の委託仕様書

国立大学法人 大阪大学

令和7年6月

第1 総則

1. 本書の位置付け

本仕様書（以下「本書」という）は、国立大学法人大阪大学 D3 センター（以下「本センター」という）が、マルチモーダルバイオメトリクスデータ収集実験（以下「本件業務」という）を実施するに当たって、本センターが受注者に求める事業の要求基準を示したものである。

2. マルチモーダルバイオメトリクスデータ収集実験の概要

内閣府 ムーンショット型研究開発制度のプロジェクトでは、アバターを安全かつ信頼して利用できる社会の実現を目指し、利用者の個人認証やアバターの認証に関する技術開発を行う。そのため、アバターのユーザとなり得る全年齢対象のマルチモーダルバイオメトリクスデータの収集実験を実施する。具体的には、サイバネティックアバターの基盤システム利用時の継続認証用データを始めとして、顔・虹彩・歩行・声紋・脳波・生体信号データなどを収集する。

[実験日時]

令和7年7月16日～令和7年10月31日（各週、最大5日（内4日 8:30～17:15、1日は8:30～13:00）

※契約締結日が遅れた場合、実験開始日が遅延となる場合があります。

[実験場所] グラングリーン大阪 JMBASE

3. 実験内容

参加者から以下のデータを収集する

- (1) サイバネティックアバター基盤システム利用時の継続認証用データ：サイバネティックアバターの基盤システムを介した対話時の遠隔操作者の継続認証用データとして、顔画像や音声データなどを収集する。
- (2) サイバネティックアバター基盤システム利用時の CA 認証、非識別化 CA 合成データ：サイバネティックアバターの基盤システムを介した CA 利用時の CA 認証、非識別化 CA 合成データとして、顔画像や音声データ、対話データの収集と、実験参加者の印象などのアンケート調査などを収集する
- (3) 単独歩行：指定された歩行路を単独歩行する様子を撮影
- (4) 全身写真：直立姿勢時の全身写真を複数方向から撮影
- (5) 虹彩：撮影装置をのぞき込むような状態で虹彩を複数回撮影
- (6) 声紋：事前に用意した文章を読み上げる時の音声データを収集
- (7) 脳波：ドライ式の脳波センサにより安静／会話／パソコン操作時等の脳波信号を収集
- (8) 生体信号：スマートウォッチにより実験中の生体信号データを収集

4. 受注者の業務概要

マルチモーダルバイオメトリクスデータ収集実験を実施するための実験内容及び参加者募集に係る広報・広告業務を実施する。

5. 受注者の業務

受注者の業務範囲は、次の通りである。

(1) 実験内容及び参加者募集に係る広報・広告業務

データ収集実験に関する内容説明などの広報活動を行うものとする。また、参画条件を満たす指定した人数の参加者を集めるのに必要な広告（紙媒体チラシ・ウェブページ・SNS・求人媒体・受注者が提供しているサービスの会員向け媒体など多種多様な媒体を幅広く利用）を行うものとする。

6. 個人情報等の取り扱いについて

(1) 個人情報の保護及び秘密の保持

①本件業務に従事する者又は従事していた者は、本件業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

②本件業務によって取得した個人情報は、別紙「個人情報取扱の特記事項」により、適切に管理されなくてはならない。また、参加者から個人情報を取得する際には、取得個人情報を大阪大学が利用できるよう、参加者より必要な同意を取得しなければならない。

第2 業務仕様

(1) データ収集実験に関する広報業務

データ収集実験の内容が理解できるよう、以下の事項を含めたコンテンツを作成し、広報活動を行う。

- (ア) 実験目的, 実験内容
- (イ) 取得されるデータ (個人情報含む), データ利用目的, 第三者提供
- (ウ) 実験実施日に持参するもの
- (エ) 同意取得用個人情報
- (オ) その他, 本センターが伝達を依頼する事項

(2) 参加者募集に係る広告業務

以下の参画条件を満たす指定した人数の参加者を集めるのに必要な広告活動を行う。

(ア) 参加者の条件

- ① 日本語の指示に従って歩行ができ, かつ日本語の文書を理解し, 日本語を話すことができる方.
- ② 実験参画にあたり, 十分に睡眠をとった上で, 体調を整えて参加できる健康な方.
- ③ 実験説明のウェブページ並びに説明動画を視聴の上, 本実験の内容を理解し, 参加に同意頂ける方.
- ④ 実験実施会場における実験参加の受付時から説明時, 休憩, 実験終了後手続きの様子を撮影されることに同意できる方.
- ⑤ 実験時に取得する情報 (マルチモーダルバイオメトリクスデータや年齢・性別などの個人情報を含む) の利用, 第三者提供に同意できる方.
- ⑥ アンケートを実施する場合には, 回答及び回答データの提供に同意できる方
- ⑦ (謝礼を受け取る場合に) 謝礼受け取りに問題のない方.
- ⑧ 実験参加同意書に記載する連絡先, 電話番号, メールアドレス等の個人情報を大阪大学に提供し, その情報を含む同意書を事前に印刷することに同意できる方.

(イ) 参加者の人数

- ① 合計 800 名以上 (各月の実験参加者数が 200 名以上) を想定
- ② 上記の想定人数に見合うように, 下記 (3) に示すような多様なチャンネルを利用したの繰り返しでの広告・広報を行うこと.
- ③ 参加者層は, 可能な限り性別・年代の偏りがなく, 幅広く募集すること.

(3) 広報・広告媒体に関する要件

- (ア) 上記 (1) 及び (2) を目的としたウェブページを制作し, 適切なウェブサーバ上で運用すること. また, データ収集実験内容や参画条件などの変更依頼があった際には, 随時, 当該ウェブページを更新すること.
- (イ) 紙媒体のチラシを制作し, 広告を行うこと. 尚, 紙媒体の部数は 1 万部以上とする.
- (ウ) ウェブ広告や SNS 運用による広告を実施すること. ウェブについては, 参加者を集めるのに効果的なサイトにて広告を行うこと. また, SNS については, 受注者などが運営する Facebook とインスタグラムによる広告を含めること.
- (エ) 求人媒体向けの広告を行うこと.
- (オ) 受注者などが実施するメールマガジン・サービス等の会員向け媒体での広告を行うこと. 少なくとも, 1 万人以上が登録する複数のメールマガジンにおいて, 月に 1 回以上の広告を実施すること.
- (カ) 受注者などが運営しているグループウェア (利用者が 2 万人以上のもの) において広告を行うこと.
- (キ) その他, 有効な媒体があれば, 当該媒体で広告を行うこと.

(4) その他

- (ア) 広報・広告の内容には、本データ収集実験に関連する参加者の予約管理システムへのリンクなどを含めること。尚、予約管理システム自体は、本業務外であり、別途用意されるものとする。
- (イ) 広報・広告は、実験開始時の参加者募集に支障のない時期に開始するものとする。
- (ウ) 広告の実施に係る消耗品費や交通費については、請負業者側で負担すること。
- (エ) 各月の広報・広告業務の完了確認は、実績報告書をもって行うものとする。

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。その損害賠償の累計総額は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何に関わらず、請負代金額の総額を限度とする。

第2号様式

見 積 書

調達番号：情進001

調達件名：マルチモーダルバイオメトリクスデータ収集実験の参加者募集に係る
広報・広告業務の委託 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負等契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 マルチモーダルバイオメトリクスデータ収集実験の参加者募集に係る広報・広告業務の委託一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 D3センター長 降籬 大介 と 受注者 との間において上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を実施するものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 請負期間は、契約締結日から令和7年10月31日までとする。
- 第5条 受注者は、業務の完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学情報推進部情報企画課研究推進係に送付するものとする。
- 第6条 請負代金は業務が発生した月毎に分けて支払うものとし、各月の請負業務が完了したことを確認した後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。尚、各月の委託業務完了は、実績報告書によって確認するものとする。
- 第7条 契約保証金は、免除する。
- 第8条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

発注者 茨木市美穂が丘5-1
国立大学法人大阪大学
D3センター長 降籬 大介

受注者